

足立区保育再就職応援補助事業要綱

(目的)

第1条 この要綱は、実務経験がないこと、長い間現場を離れていること等の理由で保育施設等への就職に不安を抱える保育士、看護師又は栄養士が、保育施設等に就職するまでに自己啓発等に要した経費の一部を区内の保育施設等に就職した後に補助することで、保育施設等への就職に結びつけるとともに、保育の質を高めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 保育施設等 足立区内（以下「区内」という。）の認可保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所をいう。）、足立区における保育の利用等に関する条例（平成23年足立区条例第4号）第9条に定める認可外保育施設、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する認定こども園をいう。）、認証保育所（東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日付12福子推第1157号）に定めた基準を満たし、東京都の認証を受けた保育所をいう。）及び小規模保育事業（児童福祉法に規定する小規模保育事業をいう。ただし、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）に規定する小規模保育事業C型を除く。）のいずれかのうち、法人又は個人が運営するものをいう。

(2) 保育再就職セミナー等 潜在保育士等の保育施設等への就職を支援するために、足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する保育再就職セミナーや保育のお仕事就職面接・相談会等のイベントをいう。

(3) 潜在保育士等 保育士、看護師又は栄養士の有資格者で、保育再就職セミナー等を受講した者をいう。

(補助対象者の要件)

第3条 この要綱に基づく補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の全ての要件を満たす者とする。

(1) 保育再就職セミナー等に参加し、当該保育再就職セミナー等に参加した年度の翌年度3月31日までに保育施設等に就職したこと。

(2) 保育施設等に就職した時点において、保育士、看護師又は栄養士の資格を有すること。

(3) 補助金の交付を受けようとする期間において、この要綱以外の要綱その他の規定による類似の補助制度を受けていないこと。

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助対象経費は、補助対象者が保育再就職セミナー等に参加した年度の前年度の初日から保育施設等へ就職した日の前日までに支払を行い、かつ、保育の質の向上に寄与すると教育委員会が認めた、次に掲げるものとする。ただし、保育施設等へ就職した日が当該保育再就職セミナー等に参加した年度の翌年度である場合は、当該保育再就職セミナーに参加した年度の末日までに支払った経費を補助対象とする。

- (1) セミナー、講座等の受講費用
- (2) ピアノのレッスン費用
- (3) 保育関連の資格に関する専門書の購入費用
- (4) 前各号の費用の支払に付随して発生した必要経費

2 補助金額は、前項の補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、合計5万円を限度とする。
(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、保育施設等に就職した日から同日以後3か月を経過する日までに、教育委員会に、足立区保育再就職応援補助事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 雇用証明書(様式第2号)又は就職日が記載された辞令等の写し
- (2) 受講終了証明書(セミナー、講座等を受講した場合に限る。)
- (3) 保育士証、看護師免許証又は栄養士免許証の写し
- (4) 補助対象経費の支払金額及び支払年月日の記載がある領収書その他の補助対象経費の支払を証するもの

(審査及び交付決定)

第6条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る関係書類を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、足立区保育再就職応援補助事業補助金交付・不交付決定通知書(様式第3号)により通知する。

2 足立区長(以下「区長」という。)は、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助金の請求及び支払)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、教育委員会が定める期日までに、足立区保育再就職応援補助事業補助金請求書兼口座振替依頼書(様式第4号)により、区長に補助金を請求する。

2 区長は、前項の請求があったときは、内容を審査し、口座振替の方法により補助金を支払うものとする。

(補助対象者の責務)

第8条 補助金の交付を受ける者は、足立区の保育の質の向上のために自己研鑽に努めるとともに、同一の事業者が運営する保育施設等に継続して勤務するよう努めなければならない。

2 補助金の交付を受ける者は、就職後1年未満で保育施設等を退職した場合は、教育委員会に報告しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還等)

第9条 教育委員会は、補助金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 保育施設等を1年未満で退職したとき(ただし、前条第2項の規定による報告において、やむを得ない事情があると教育委員会が認めた場合を除く。)
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他の法令若しくは足立区補助金等交付事務規則(昭和50年足立区規則第8号。以下「規則」という。)に基づく命令に違反した

とき。

2 前項の規定により取消しを行った場合において、区長は、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を支給している場合は、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項は、規則に定めるところによる。

2 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

付 則（28足教子整発第849号 平成28年10月7日 教育長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

付 則（29足教子整発第 861号 平成29年12月25日 教育長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

付 則（4足教子私発第1095号 令和4年9月15日 教育長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

（提出先）
足立区教育委員会

足立区保育再就職応援補助事業補助金交付申請書

住所 〒

氏名

電話番号

足立区保育再就職応援補助事業要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり補助金を申請します。

なお、本補助申請に当たっては、足立区保育再就職応援事業補助要綱の規定を遵守いたします。

受講講座名・購入書籍名等	
内容	
受講後の感想・成果	
経費	円
受講期間	年 月 日～ 年 月 日
本申請以前におけるこの補助金の受給の有無	あり・なし→ありの場合は期間【 年 月～ 年 月】
この要綱以外の要綱その他の規程による類似の補助金の受給の有無	あり・申請中・なし →あり又は申請中の場合、補助金の名称【 】 期間【 年 月～ 年 月】
記載事項の訂正について	本申請の記載事項について、誤字・脱字などの軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します。 氏名

- 【添付書類】
- (1) 雇用証明書（様式第2号）又は就職日が記載された辞令等の写し
 - (2) 受講終了証明書（セミナー、講座等を受講した場合に限る。）
 - (3) 保育士証、看護師免許証又は栄養士免許証の写し
 - (4) 支払金額及び支払年月日の記載がある領収書その他の補助対象経費の支払を証するもの

様式第2号（第5条関係）

雇用証明書

年 月 日

事業者名	
雇用主名（代表者）	※代表者が手書きしない場合には、記名押印してください。
施設名称	
施設所在地	
連絡先	

下記の者は、次のとおり在職していることを証明します。

氏名	
住所	
勤務先	
採用年月日	年 月 日
採用形態	正規 ・ パート ・ アルバイト ・ その他（ ）
就労形態	週 時間勤務（1日 時間 ・ 週 日）
	月 日勤務
勤務時間	時 分 ～ 時 分（休憩時間 ～ ）

※本申請の記載事項について、誤字・脱字などの軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します。

代表者職氏名

※代表者が手書きしない場合には、記名押印してください。

※雇用証明書の無断作成及び改変は、有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪にあたる可能性があります。必ず法人代表者による署名又は法人担当者による記名押印により、作成してください。

様式第3号（第6条関係）

第 年 月 日
号

足立区教育委員会

住所 _____

氏名 _____ 様

足立区保育再就職応援補助事業補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった足立区保育再就職応援補助事業補助金を足立区保育再就職応援補助事業要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 交付

(1) 交付金額 金 _____ 円

(2) 交付条件

補助金の交付を受ける者は、足立区の保育の質の向上のために自己研鑽に努めるとともに、同一の事業者の運営する保育施設等に継続して勤務するよう努めること。

※ 1年未満で退職した者は、補助金の返還を求める場合があります。

2 不交付

不交付の理由

年 月 日

（提出先）

足立区長

住所 〒

氏名

電話番号

足立区保育再就職応援補助事業補助金請求書兼口座振替依頼書

年 月 日付 第 号をもって交付決定通知のあった補助金について、足立区保育再就職応援補助事業要綱第7条の規定により、下記のとおり補助金を請求します。

なお、この補助金は、下記の指定口座にお振り込みください。

記

1 請求金額

¥	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---

（注）金額の訂正はできません。

2 指定口座 ※本人名義の口座に限ります。

振込先 金融機関	銀行 信用金庫 信用組合 (○で囲んでください。)			支店 出張所 (○で囲んでください。)		
	金融機関コード			支店コード		
振込口座	預金種類	1 普通 2 当座 (○で囲んでください。)		口座番号		
	(フリガナ)					
	(名義人氏名)					

本申請の記載事項について、誤字・脱字などの軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します。

氏名 _____